

【お知らせ】

平成17年10月18日  
防衛施設庁

小柴貯油施設の返還などに関する  
日米合同委員会合意について

本日、小柴貯油施設の陸地部分全域及び制限水域の一部に係る返還予告、並びに保持される制限水域に係る名称・使用条件の変更について、日米合同委員会において合意されましたので、お知らせします。

添付書類：日米合同委員会公表文

参考：これまでの経緯

- 小柴貯油施設（約53ヘクタール）の返還については、神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する日米間の協議において、
  - ① 他の施設・区域と同様、引き続き、その必要性を検討し、必要性がなくなった時点で返還されることになる
  - ② 当該施設・区域の一部（西側部分約10ha）について、米側は、早期返還の達成に向けて、所要の措置をとるという点で日米間の認識が一致し、平成16年10月18日の日米合同委員会において、この協議結果が合意。
- 翌後、横浜市は、当庁等に対し、累次の機会に小柴貯油施設の早期全面返還を要請してきたことから、当庁としては、かかる要請を踏まえ、米側に対し本施設の早期全面返還を要請していたところ。

問い合わせ先：防衛施設庁施設部 谷井施設調整官  
(不在の時は、伊藤施設企画室室長補佐)  
(電話03-5362-4842(直通))

小柴貯油施設の返還などに関する  
日米合同委員会合意について

平成17年10月18日  
外務省・防衛施設庁

本日、日米合同委員会は、小柴貯油施設の一部財産等に係る返還予告、及び保持される制限水域に係る名称・使用条件の変更について、概要次のとおり承認した。

○ 一部財産等に係る返還予告

土 地：陸地部分全域 約 52.6 ha

制 限 水 域：四角形部分 約 4.6 ha

返 還 時 期：平成17年末を目途

○ 保持される制限水域に係る名称・使用条件の変更

保持される制限水域：円形部分 約 4.2 ha

変 更 後 の 名 称：「小柴水域」

変更後の使用条件：

a 「小柴水域」は、米国船の停泊及び積み荷の積み卸しのために使用される。

b 「小柴水域」が米国船によって使用されていない時は、一般船の通過を認める。ただし、同水域においては、合衆国政府の承認がない限り、ブイ、停泊用の鎖等に損傷を与えるような海底浚渫、掃海、投錨、魚釣り、底引網、及びその他同様の作業を厳重に禁止する。

c 合衆国政府は十分な安全措置を講ずるものとする。

以 上

添付書類：別図

FAC3113 小柴貯油施設の一部財産等に係る返還予告などに関する  
日米合同委員会合意について

